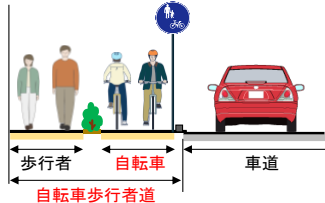
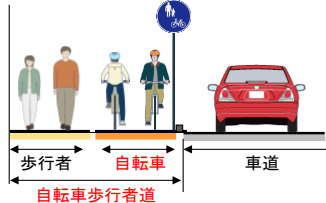
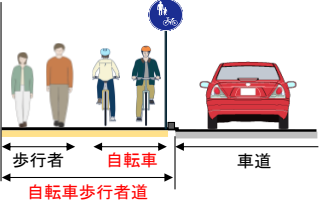
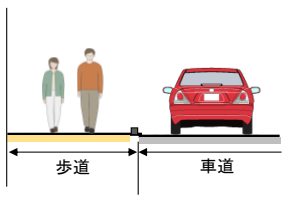
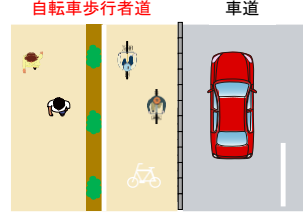
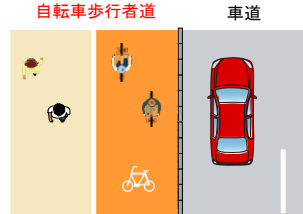
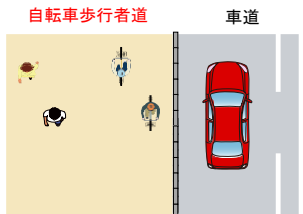


■整備形態の種類と通行ルール

添付1

		「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に記載された整備形態			
		自転車道	自転車専用通行帯 (自転車レーン)	車道混在(車道)	
				歩道がある場合	歩道が無い場合 (路側帯のある道路)
イメージ	横断面図				
	平面図				
	事例写真				
通行ルール	自転車	・ 自転車道を通行しなければならない。	・ 車道を走行する際は、自転車専用通行帯を通行しなければならない。	・ 車道の左側端を走行する。	・ 路側帯と車道の区分がある道路では、歩道がある場合と同様に、自転車は、車道の左側端を通行することが原則。 ・ ただし、「著しく歩行者の通行を妨げない限り」歩行者の通行を妨げないような速度と方法で路側帯を左側通行することができる。
	自動車	・ 車道を通行する。	・ 自転車専用通行帯内は通行してはいけない。 ・ ただし、左折する際は道路標識で通行位置が示されていない場合は自転車専用通行帯を通行することができる。	・ 車道を通行する。 ・ 矢羽根は法定外の路面表示であるため、矢羽根上を通行してよい。	・ 車道を通行する。 ・ 矢羽根は法定外の路面表示であるため、矢羽根上を通行してよい。
	法令等	・ 道路交通法第17条第3項 ・ 道路交通法第63条の3	・ 道路交通法第20条 ・ 道路交通法第34条	・ 道路交通法第17条	・ 道路交通法第17条の3
自動車の駐停車		・ 道路案内標識に従う(駐車禁止、駐停車禁止など)	・ 道路案内標識に従う(駐車禁止、駐停車禁止など)	・ 道路案内標識に従う(駐車禁止、駐停車禁止など)	・ 道路案内標識に従う(駐車禁止、駐停車禁止など)
自転車が通行する箇所の有効幅員		【自転車道】2.0m以上 (やむを得ない場合は1.5mまで縮小できる)	【自転車専用通行帯】1.5m以上 (やむを得ない場合は1.0mまで縮小できる)	【車道】幅員の規定は無い (車道の左側端を通行する)	【車道】幅員の規定は無い 【路側帯】0.75m以上 (やむを得ない場合は0.5mまで縮小できる)※
		・ 道路構造令第10条第3項	・ 道路構造令第9条第2項	・ 道路交通法第17条 ・ 道路交通法第18条	※ 道路交通法施行令第1条の2
備考		・ 特定小型原付も自転車道を通行できる。	・ 「自転車専用通行帯」は、正式には「普通自転車専用通行帯」という。 ・ 「自転車専用通行帯」は「軽車両」であれば通行することができる。軽車両は自転車以外に人力車、馬車、荷車などがある。 ・ 特定小型原付も自転車専用通行帯を通行できる。 ・ 一般的に停車は許可されているが駐車は禁止している箇所が多い。	・ 矢羽根及びナビマークは法定外の路面表示。	

■整備形態の種類と通行ルール

		「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」では新規整備は推奨されていない整備形態					
		自転車歩行者道(自転車通行可の歩道)		歩道			
		普通自転車通行指定部分					
イメージ	横断面図						
	平面図						
	事例写真						
			<千代田区>	<千代田区>	<千代田区>	<千代田区>	
通行ルール	自転車	・車道の左側端を走行することが原則。 ・歩道を通行するときは通行すべき部分として指定された部分を通行する。 ・歩行者がないときは歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。歩行者の通行の妨げになる場合は一時停止しなければならない。		・車道の左側端を走行することが原則。 ・歩道を通行するときは当該歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。歩行者の通行の妨げになる場合は一時停止しなければならない。			
	自動車	・車道を通行する。		・車道を通行する。			
	法令等	・道路交通法第63条の4第2項		・道路交通法第63条の4第2項			
自動車の駐停車		・道路案内標識に従う(駐車禁止、駐停車禁止など)		・道路案内標識に従う(駐車禁止、駐停車禁止など)			
自転車が通行する箇所の有効幅員	【車道】幅員の規定は無い 【歩道】4.0m以上(自転車2m、歩行者2m)※		【車道】幅員の規定は無い 【歩道】歩行者が多い場合4.0m以上、 その他の道路は3m以上 ※		【車道】幅員の規定は無い 【歩道】歩行者が多い場合3.5m以上、 その他の道路は2m以上 ※		
	※ 道路構造令第10条第2項 ※ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の「普通自転車の歩道通行部分(114の3)」 ※ 交通規制基準第59		※ 道路構造令第10条第2項 ※ 交通規制基準第59		※ 道路構造令第11条		
備考		・実質的には自転車道と同じ構造であるが、自転車歩行者道で「普通自転車通行指定部分」を適用している事例				・13歳未満、70歳以上の人が自転車で歩道を通行するときは当該歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。歩行者の通行の妨げになる場合は一時停止しなければならない。	

■各種モビリティの位置付け

本計画で対象とするモビリティ（赤枠内）

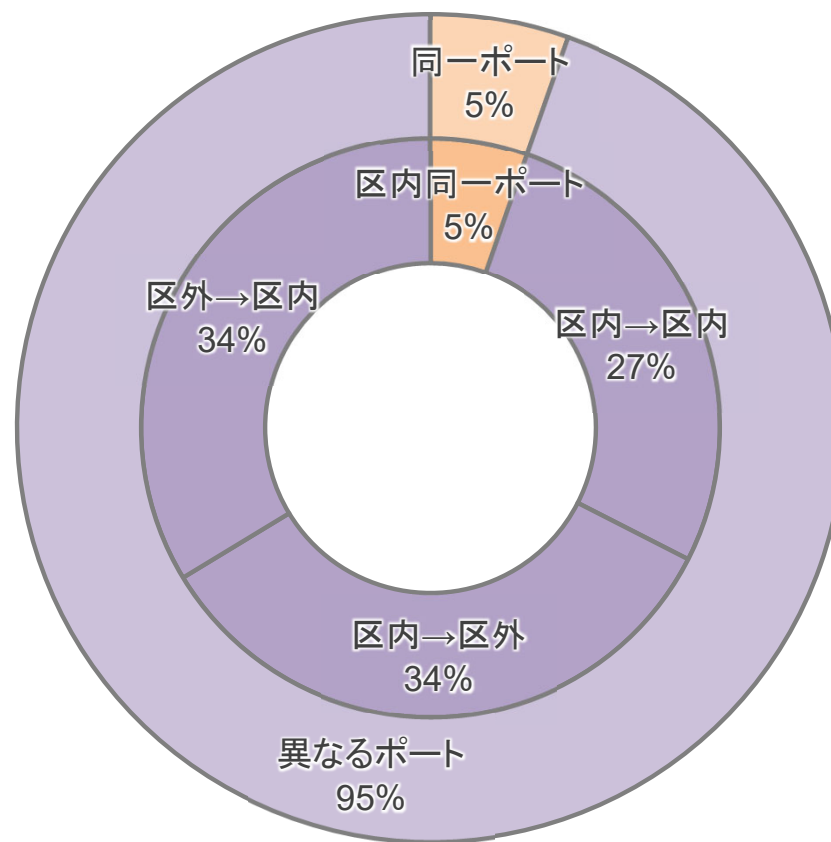
道路交通法上の 位置付け	歩行者			自転車			原動機付自転車			
	身体障害者用の車	移動用小型車	遠隔操作型小型車	普通自転車		普通自転車以外の 自転車	特定小型原動機付自転車			一般原動機付自転車
				電動アシスト無し	駆動補助機付自転車					
・道路交通法第2条11の4 ・道路交通法施行規則第1条の5	・道路交通法第2条11の3 ・道路交通法施行規則第1条の4	・道路交通法第2条11の5 ・道路交通法施行規則第1条の6	・道路交通法第63条の3 ・道路交通法施行規則第9条の2の2	道路交通法施行規則第1条の3	道路交通法第2条11の2	・道路交通法第2条10のロ ・道路運送車両の保安基準 第3章第2節 ・道路交通法施行規則第1条の2の2			道路交通法第2条10のイ	
モビリティの種類	シニアカー	電動車椅子	自動運転歩行速モビリティ	普通自転車 （電動アシスト無し）	電動アシスト自転車	リヤカー付き自転車 自転車タクシーなど	電動自転車	電動三輪車	電動キックボード	モペット （ペダル付原動機付自転車）
イメージ						リヤカー付き自転車  自転車タクシー 				
運転免許	不要			不要			不要 （16歳以上であれば乗車可）			必要
	—			—			道路交通法第64条の2			道路交通法第84条
ナンバープレート	不要			不要			必要			必要
ヘルメット	不要			努力義務			努力義務			必要（義務）
	—			道路交通法第63条の11			道路交通法第71条の4第3項			道路交通法第71条の4第2項
最高速度	6km/h			その道路の最高速度（規制速度） （規制速度が無い場合は上限無し）			20km/h （車体要件）			30km/h （法定速度）
	道路交通法施行規則第1条の5	道路交通法施行規則第1条の4	道路交通法施行規則第1条の6	道路交通法第22条			道路交通法施行規則第1条の2の2			道路交通法施行令第11条
通行位置	歩道			車道走行が原則 （普通自転車歩道通行可の標識が設置されている歩道は徐行で通行可）		車道のみ	車道 （6km/hモードにすれば自転車通行可の歩道は通行できる）			車道のみ
	—			道路交通法第63条の4		道路交通法第18条	道路交通法施行規則第5条の6の2			道路交通法第18条
備考				※普通自転車：長さ190cm以内、幅60cm以内、4輪以下、側車を付していない等。			※車体の大きさ（長さ190cm以内、幅60cm以内）、定格出力が0.6キロワット以下の電動機、最高速度表示灯が備えられている。			



意見② シェアサイクルの利用実態

- 千代田区内のシェアサイクル利用については、異なるポート発着が95%、同一ポート発着が5%であり、異なるポート間での利用が大半を占める。
- 異なるポート発着の場合の区内外の移動割合は、①区内発→区内着、②区内発→区外着、③区外発→区内着のいずれも30%前後であり、大きな偏りは見られない。

▼同一ポート・異なるポート発着の比率（千代田区）



N = 166,855

※発着ポートのいずれかまたは両方が千代田区内のトリップを抽出

資料：月次詳細データ(2024年4月)を基に作成

【再掲】第1回協議会資料



(参考) シェアサイクル (ちよくる [ドコモ・バイクシェア])

■利用経路 (令和6年4月)(平日・休日 利用上位30経路)

<平日>

順位	貸出ポート	返却ポート	利用回数
1	飯田橋サクラテラス(早稲田通り)	飯田橋サクラテラス(早稲田通り)	297
2	秋葉原公園	秋葉原公園	258
3	東京ミッドタウン日比谷	東京ミッドタウン日比谷	241
4	内神田3丁目	神田スクエア	217
5	内神田3丁目	内神田3丁目	205
6	千代田区役所	千代田区役所	184
7	ちよだプラットフォームスクウェア	ちよだプラットフォームスクウェア	182
8	神田駿河台下	神田駿河台下	173
8	東京サンケイビル	東京サンケイビル	173
10	内神田3丁目	ちよだプラットフォームスクウェア	167
11	神田スクエア	内神田3丁目	160
12	神田スクエア	神田スクエア	158
13	淡路公園	淡路公園	157
14	飯田橋サクラテラス(早稲田通り)	富士見出張所	152
15	龍閑児童公園	東京サンケイビル	151
16	富士見出張所	富士見出張所	150
17	半蔵門PREX South	半蔵門PREX South	136
18	秋葉原UDX北側駐輪場前	秋葉原UDX北側駐輪場前	134
19	丸ビル(南側駐輪場)	丸ビル(南側駐輪場)	133
20	ちよだプラットフォームスクウェア	内神田3丁目	125
21	練成公園	練成公園	122
22	東京区政会館(メトロA5出口)	東京区政会館(メトロA5出口)	117
23	永代通り(大手町駅B2c出口前)	永代通り(大手町駅B2c出口前)	110
24	ポータル秋葉原	ポータル秋葉原	109
25	九段会館テラス	九段会館テラス	108
26	富士ソフトビル(駐車場入口横)	富士ソフトビル(駐車場入口横)	107
27	神保町三井ビルディング	神保町三井ビルディング	100
28	岩本町ほほえみプラザ	岩本町ほほえみプラザ	98
29	美倉橋北児童遊園	美倉橋北児童遊園	97
29	パークホームズ千代田淡路町	パークホームズ千代田淡路町	97

<休日>

：貸出及び返却が同一ポート

順位	貸出ポート	返却ポート	利用回数
1	秋葉原公園	秋葉原公園	100
2	飯田橋サクラテラス(早稲田通り)	飯田橋サクラテラス(早稲田通り)	93
3	ポータル秋葉原	ポータル秋葉原	89
4	秋葉原UDX北側駐輪場前	秋葉原UDX北側駐輪場前	81
5	神田スクエア	神田スクエア	67
6	神田駿河台下	神田駿河台下	65
7	芳林公園(北側)	芳林公園(北側)	61
8	美倉橋北児童遊園	美倉橋北児童遊園	58
8	東京ミッドタウン日比谷	東京ミッドタウン日比谷	58
10	龍閑児童公園	龍閑児童公園	56
10	パークホームズ千代田淡路町	パークホームズ千代田淡路町	56
12	秋葉原公園	ポータル秋葉原	53
12	半蔵門PREX South	半蔵門PREX South	53
14	淡路公園	淡路公園	52
15	鍛冶町2丁目	鍛冶町2丁目	49
16	内神田3丁目	内神田3丁目	48
17	秋葉原公園	美倉橋北児童遊園	47
18	ポータル秋葉原	秋葉原公園	46
19	丸ビル(南側駐輪場)	丸ビル(南側駐輪場)	42
20	セブン・イレブン 千代田三番町店	セブン・イレブン 千代田三番町店	41
21	東京国際フォーラム(メトロD5出口)	東京国際フォーラム(メトロD5出口)	40
22	美倉橋北児童遊園	秋葉原公園	39
23	プラウド神田駿河台	プラウド神田駿河台	34
23	東京国際フォーラム(有楽町駅ガード側)	東京国際フォーラム(有楽町駅ガード側)	34
23	東郷元帥記念公園(南側)	東郷元帥記念公園(南側)	34
26	和泉公園(西側入口)	和泉公園(西側入口)	33
26	富士ソフトビル(駐車場入口横)	富士ソフトビル(駐車場入口横)	33
26	東京国際フォーラム(有楽町駅ガード側)	鉄砲洲児童公園(西側)	33
29	東光電気工事 別館(屋内駐輪場)	東光電気工事 別館(屋内駐輪場)	32
29	龍閑児童公園	秋葉原公園	32

出典: 千代田区コミュニティサイクル月次報告書(2024年4月)

第1回協議会意見に対する回答（駐輪場）



意見③ 区営駐輪場の利用実態

- 区営駐輪場における最近の月別最大入庫率の推移を示す。
- 秋葉原駅周辺には区営駐輪場が多く存在するが時間帯別の最大入庫率が8割以上となっている月もあり、駐輪場が一時的満車となったため放置自転車が多くなっている可能性がある。

▼区営駐輪場の月別の最大入庫率

駅	駐輪場	自転車収容台数 (台)	R5年									R6年						入庫率(%) (平均値)	入庫率(%) (最大値)
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
秋葉原駅	秋葉原公園	44	—	85%	85%	93%	91%	90%	90%	91%	94%	89%	82%	85%	88%	84%	87%	88%	94%
	秋葉原西側高架下自転車	69	81%	76%	76%	85%	79%	82%	89%	87%	85%	79%	70%	76%	82%	79%	84%	81%	89%
	秋葉原西側歩道橋下	35	85%	79%	81%	86%	88%	86%	88%	89%	87%	81%	70%	73%	80%	79%	84%	82%	89%
	秋葉原中央高架下	120	72%	68%	67%	72%	69%	78%	82%	79%	76%	74%	66%	67%	71%	64%	73%	72%	82%
	秋葉原東側広場	126	44%	39%	37%	38%	36%	40%	49%	45%	44%	39%	35%	36%	39%	38%	41%	40%	49%
	秋葉原東第一	30	87%	85%	89%	92%	94%	93%	91%	90%	86%	83%	82%	80%	90%	88%	89%	88%	94%
	和泉橋	23	64%	63%	63%	66%	62%	68%	75%	75%	73%	65%	57%	60%	72%	68%	72%	67%	75%
	神田花岡町	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神保町駅	神保町	69	66%	52%	—	66%	52%	57%	75%	68%	60%	59%	52%	48%	60%	55%	65%	56%	75%
神田駅	神田東	11	81%	62%	78%	89%	86%	86%	69%	84%	77%	74%	78%	75%	71%	66%	82%	77%	89%
	神田北	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33%	33%	33%	33%
水道橋駅	水道橋	62	72%	61%	72%	77%	53%	68%	76%	75%	68%	64%	57%	59%	76%	68%	70%	68%	77%
有楽町駅	鍛冶橋高架下自転車駐車場有楽町駅側	56	64%	57%	57%	56%	52%	52%	68%	64%	59%	52%	46%	46%	60%	54%	59%	56%	68%
	有楽町	33	—	—	—	—	—	—	—	60%	58%	52%	45%	53%	58%	62%	64%	57%	64%
東京駅	鍛冶橋高架下自転車駐車場東京駅側	78	62%	53%	58%	64%	61%	62%	72%	64%	57%	58%	50%	47%	57%	54%	64%	59%	72%
大手町駅	大手町1	97	47%	39%	48%	42%	40%	40%	54%	47%	36%	36%	31%	34%	44%	40%	47%	42%	54%
	大手町2	85	51%	43%	46%	49%	48%	50%	65%	61%	52%	48%	41%	40%	54%	51%	58%	50%	65%
	大手町3	62	63%	54%	61%	65%	64%	58%	69%	66%	62%	60%	53%	51%	61%	55%	60%	60%	69%
	大手町高架下	70	50%	41%	49%	46%	46%	50%	57%	52%	46%	46%	46%	48%	60%	52%	56%	50%	60%
	常盤橋自転車駐車場	80	44%	33%	38%	41%	40%	37%	45%	44%	35%	36%	25%	—	—	—	—	38%	45%

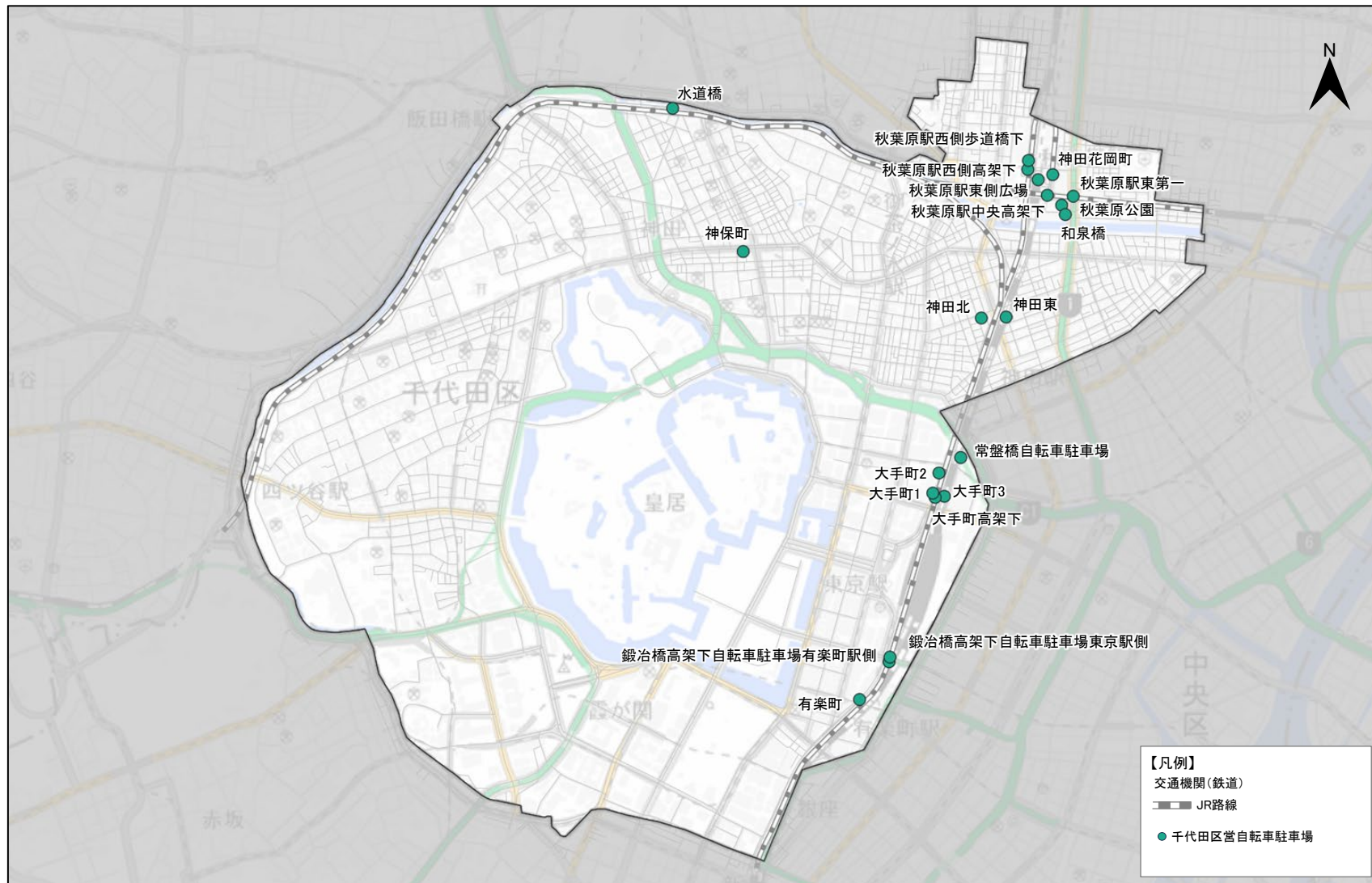
※2時間まで無料。以後、無料時間を含めて10時間までは100円で、以後、5時間ごとに100円を加算。

※「—」はデータ無し



意見③ 区営駐輪場の利用実態

▼区営駐輪場位置図

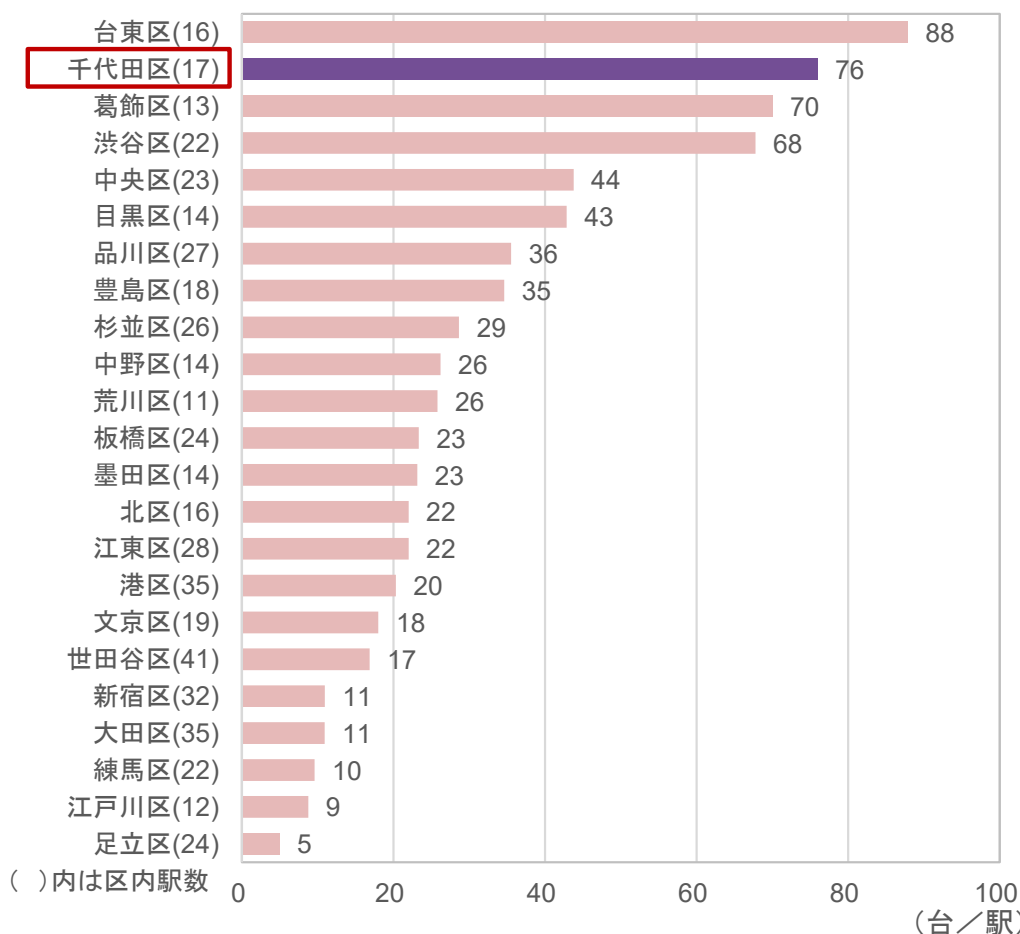




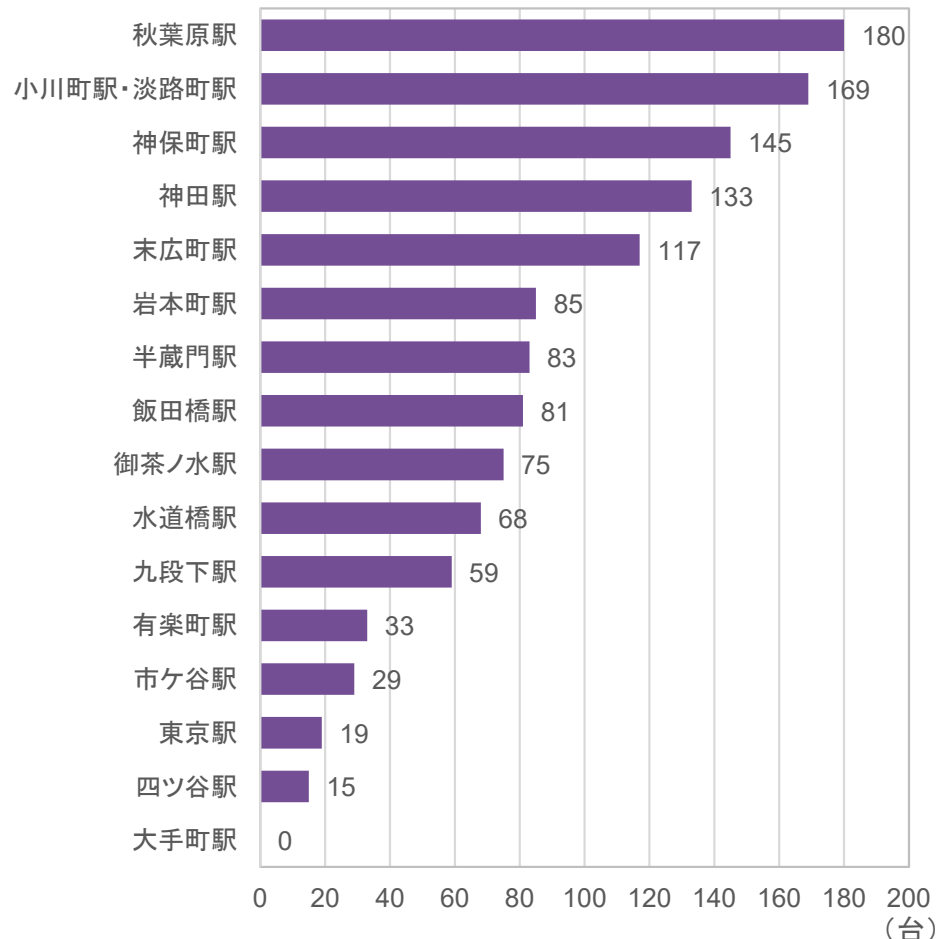
意見④ 放置自転車台数

- 1駅あたりの平均駅前放置自転車台数は特別区23区で2番目に多く、自転車の駐輪場所の更なる整備や周知が求められる。
- 区内駅別では、秋葉原駅が最も多く、次いで小川町・淡路町駅、神保町駅、神田駅の順であり、秋葉原・神田・神保町エリアの駐輪場所が特に不足している傾向がある。
- 小川町駅・淡路町駅及び半蔵門駅周辺は、駐輪需要が高いものの長期利用の自転車駐車場が整備されておらず、対策が必要である。

■23区別 1駅あたり平均駅前放置自転車台数



■区内駅別 駅前放置自転車台数



※令和5年10月中、晴天の平日のうち任意の一日、概ね午前11時頃の駅周辺（駅から概ね半径500m以内）の区域における放置台数

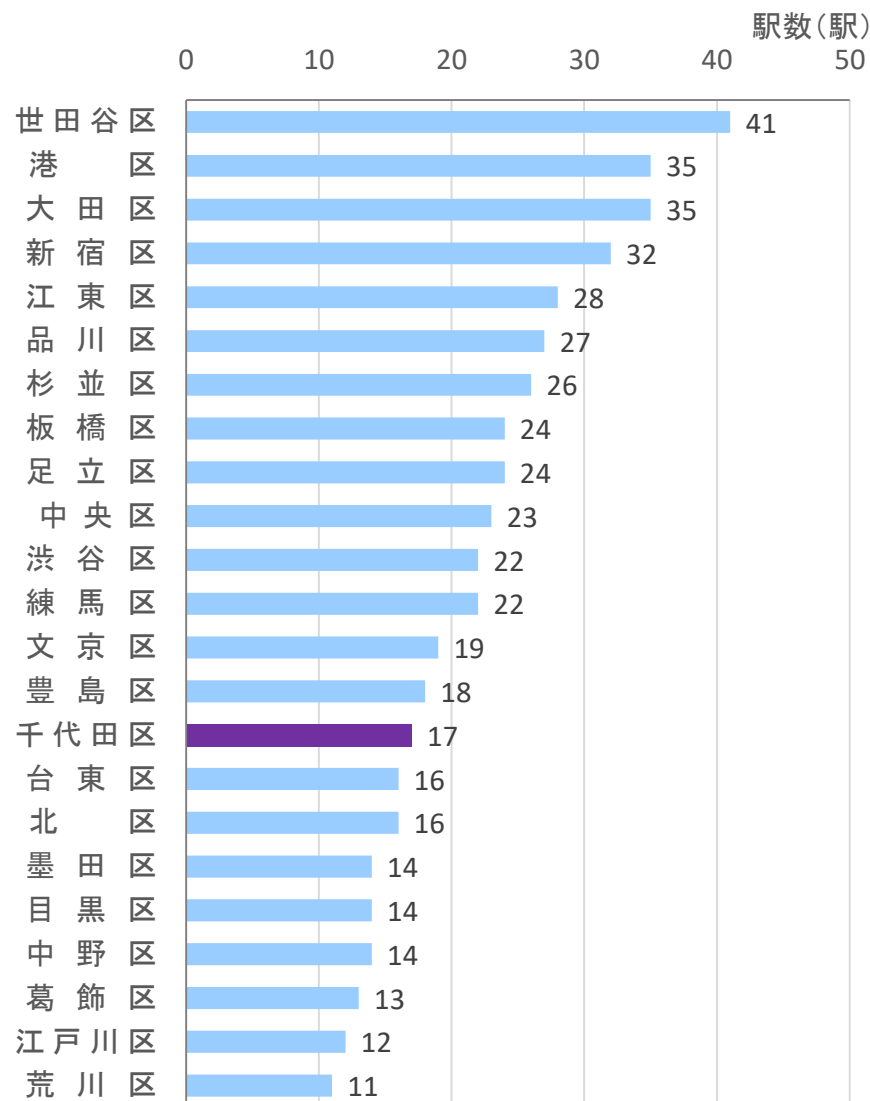
出典：都内における駅前放置自転車の現況 令和5年度調査結果（東京都）を基に作成

第1回協議会意見に対する回答（放置自転車関係）



【参考】各区の駅数

- 千代田区内には17駅存在する。



■千代田区内にある駅

1	有楽町駅
2	東京駅
3	神田駅
4	秋葉原駅
5	御茶ノ水駅
6	水道橋駅
7	飯田橋駅
8	市ヶ谷駅
9	四ツ谷駅
10	岩本町駅
11	小川町駅
12	淡路町駅
13	神保町駅
14	九段下駅
15	末広町駅
16	半蔵門駅
17	大手町駅